

(写)

文管振第87号
昭和49年3月29日

各都道府県知事 殿

文部省管理局長
安 嶋 彌

「小規模法人における会計処理等の簡略化について（報告）」について（通知）

このことについて、昭和49年3月19日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので送付します。

ついては、貴職所轄の学校法人に対し、小規模法人における会計処理等の簡略化については、この報告の趣旨により適切な処理がなされるよう御指導願います。

なお、この報告において小規模法人とは、当面、都道府県知事所轄の学校法人がこれに該当するものとして考えております。

(写)

(別添)

昭和49年3月19日

文部省管理局長

安 嶋 彌 殿

青 木 茂 男
亀 川 俊 雄
栗 山 益太郎
須 藤 章
高 橋 吉之助
野 原 清
平 間 修
古 川 栄 一
村 山 徳五郎
山 上 一 夫
山野井 和 雄
座 長 古 川 栄 一

小規模法人における会計処理等の簡略化について (報告)

小規模法人における会計処理等の簡略化については、従来から諸種の試みがなされているが、当調査研究会においてもこれについて検討した結果、このほど別紙のような結論を得たので報告します。

(写)

(別紙)

小規模法人における会計処理等の簡略化について

1. 小規模法人においては、その事務体制等の実態にかんがみ、学校法人会計基準の要請する基本的事項を逸脱しない範囲内において、次のような会計処理の簡略化の措置を行うことができるものとする。

(1) 日常の取引については、支払資金の収入・支出を中心に会計処理を行い、消費収支計算に関する会計処理は、主として会計年度末にその整理を行うこととする。(したがって、未収入金、未払金の発生並びに現物寄付金、減価償却額の計上など支払資金の収入・支出とならない取引については、期中における会計処理を省略し、会計年度末において一括して処理することができる。ただし、前期末前受金及び前期末前払金については、会計年度始めにおいて処理することが望ましい。)

(2) 一定の契約に基づいて継続的に受ける用役に対する支出(電気、ガス、水道、電話、保険料等の料金)の処理については、会計年度末における前払金や未払金の計上を省略し、当該用役に対する支払資金の支出をした会計年度の消費支出として処理することができる。

また、一定の契約に基づいて継続的に受ける収入(受取利息等)についても、上記に準じて処理することができる。

(3) 販売用文房具、制服等の購入支出については、当該物品を購入した会計年度の消費支出として処理することができる。ただし、会計年度末において当該物品の有高が多額である場合には、当該有高を消費支出とすることなく流動資産として貸借対照表に計上処理しなければならない。

(4) 幼稚園のみを設置する学校法人にあつては、運動会、学芸会等日常の教育活動の一環としての諸行事に係る経費並びに保育研修会、楽器指導講習会等教職員の資質向上のための研修会、講習会等への参加に係る経費については、それぞれ形態分類によらない小科目を設定することができる。ただし、これらの小科目の金額が多額となる場合は、その小科目の内訳を形態分類により表示することが適当である。

2. 小規模法人における帳簿組織等の簡略化については、多種の方法が考えられるが、参考までにその一例を示せば次のとおりである。

この例は、学校法人の日常の取引記録から計算書類作成に至るまでを系統的に示したものであるが、各学校法人においてこれを実務に取り入れる場合は、たとえば、入・出金伝票、資金収支日報等の作成段階ごとに他の適当な帳簿による等、実情に応じた適切な代替措置により処理することも考えられる。

小規模法人における帳簿組織等の簡略化の一例(省略)